ロ　合理的配慮相談員（イに掲げる者を除く。）の新たな配置に係る助成金　一人につき月額一万円（ただし、一人につき六箇月（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百二条の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主にあっては、十二箇月）かつ五人までの支給に限る。）	
ハ　合理的配慮相談員の新たな委嘱に係る助成金　機構が別に定める基準に従って算定した合理的配慮相談員の委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（ただし、月額十万円を限度とし、六箇月までの支給に限る。）	
ニ　合理的配慮相談員の合理的配慮研修（合理的配慮業務に係る能力の向上に資する研修をいう。以下このニにおいて同じ。）の受講に係る助成金　次に掲げる額の合計額	
(1)　機構が別に定める基準に従って算定した合理的配慮研修の受講に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（ただし、二十万円を限度とする。）	
(2)　合理的配慮研修を受講した合理的配慮相談員（イ又はロに該当することによるイ又はロの助成金の支給対象となった合理的配慮相談員を除く。）一人につき、受講時間（一箇月につき十時間を限度とする。）に七百円を乗じて得た額（ただし、十人までの支給に限る。）	
第三条　助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。	**第三条**　助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　前条第八号に掲げる助成金　機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の期間	（新設）

○厚生労働省告示第百六十三号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第七条の規定に基づき、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置	第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置
一・二　（略）	一・二　（略）
三　意欲・能力に応じた就職機会の提供等	三　意欲・能力に応じた就職機会の提供等
事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。	事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。
(一)　（略）	(一)　（略）
(二)　学校等の新規卒業予定者に係る採用方法	(二)　学校等の新規卒業予定者に係る採用方法
イ　通年採用や秋季採用の積極的な導入	イ　通年採用や秋季採用の積極的な導入
学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討すること。	学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等を積極的に検討すること。
ロ　（略）	ロ　（略）
(三)～(五)　（略）	(三)～(五)　（略）